

○低公害車普及促進対策費補助金交付要綱

平成21年 3 月 25 日 国自総第534号
国自旅第357号
国自貨第165号

一部改正

平成21年 5 月 26 日 国自貨第18号

(総則)

第1条 低公害車普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他の者による低公害車の導入事業に要する経費の一部を国が地方公共団体その他これに準ずるものとして国土交通大臣（以下「大臣」という。）が認めた者（以下「地方公共団体等」という。）と協調して補助するとともに、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、地方公共団体及び次世代自動車導入加速モデル事業実施要綱（平成21年3月25日付け国自総第537号、国自旅第360号、国自貨第169号。以下「モデル事業実施要綱」という。）に定める協議会による次世代自動車導入加速モデル事業に要する経費の一部を国が補助することにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、また、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業であり、かつ、事業の総費用に占める燃料費割合がおおむね10%以上であるものであって、車両保有台数が5両以上のものに限る。但し、車両保有台数について大臣が別途定める場合は、この限りでない。）による中小トラック事業者構造改善支援事業に要する経費の一部を国が補助することにより燃費の向上を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図るとともに、トラック事業の構造改善による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

- 二 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- 三 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- 四 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。
- 五 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。
- 六 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- 七 「次世代自動車」とは、CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、電気自動車タクシー、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック及び電気自動車トラックをいう。
- 八 「低公害車」とは、次世代自動車、クリーンディーゼルバス、LPGバス、低燃費バス、クリーンディーゼルタクシー、低燃費LPGタクシー、クリーンディーゼルトトラック、LPGトラック及び低燃費トラックをいう。
- 九 「旅客自動車運送事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- 十 「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業その他事業をいう。
- 十一 「CNGバス」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（以下「CNG自動車」という。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- 十二 「優良ハイブリッドバス」とは、内燃機関を有する自動車であつて、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準（以下「平成17年排出ガス基準」という。）に適合する自動車であつて、当該基準における規制値より窒素酸化物の排出量が10%以上低減、粒子状物質の排出量が50%以上低減された自動車（以下「低排出ガス優良車」という。）に限る。）をいう。
- 十三 「クリーンディーゼルバス」とは、内燃機関に軽油を用いる自動車（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降（車両総重量が1.7tより大きく2.5t以下のもの及び3.5tより大きく12t以下のもの（乗車定員10人以下の乗用車を除く。）にあつては、平成22年10月1日以降）に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準（以下「平成21年排出ガ

ス基準」という。)に適合する自動車(以下「クリーンディーゼル自動車」という。)に限る。)であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

十四 「電気自動車バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車(以下「電気自動車」という。)であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

十五 「LPGバス」とは、内燃機関の燃料に液化石油ガスを用いる自動車(以下「LPG自動車」という。)であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

十六 「低燃費バス」とは、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン超の自動車であって重量車モード燃費値(乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省・国土交通省告示第4号。以下「乗用車判断基準告示」という。))に規定する基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示1-1の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率をいう。第19項において同じ。)を上回るもの(優良ハイブリッドバスを除く。)をいう。

十七 「クリーンディーゼルタクシー」とは、クリーンディーゼル自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。

十八 「電気自動車タクシー」とは、電気自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。

十九 「低燃費LPGタクシー」とは、LPG自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のもの(基準エネルギー消費効率を上回り、かつ、平成17年排出ガス基準の規制値より排出ガスが75%以上低減されたものに限る。)をいう。

二十 「CNGトラック」とは、CNG自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

二十一 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車(低排出ガス優良車に限る。)をいう。

二十二 「クリーンディーゼルトラック」とは、クリーンディーゼル自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

二十三 「電気自動車トラック」とは、電気自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

二十四 「LPGトラック」とは、LPG自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

二十五 「低燃費トラック」とは、貨物自動車運送事業の用に供する最大積載量4トン以上(架装前)の貨物自動車であって重量車モード燃費値(貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省・国土交通省告示第5号。以下「貨物車判断基準告示」という。))に規定する基準エネルギー消費効率(貨物車判断基準告示1-1の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率をいう)を上回るもの(優良ハイブリッドトラックを除く。)をいう。

(補助対象事業等)

第4条 大臣は、低公害車の導入事業、次世代自動車導入加速モデル事業及び中小トラック事業者構造改善支援事業（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 中小トラック事業者構造改善支援事業は、燃料消費量のおおむね5%以上削減を目指す計画に基づき、実証実験において、省エネ機器の導入や燃費向上を伴う車両代替、省エネ運行の実施等により、その消費燃料軽減等に関する効果を検証するものである。
- 3 第1項の補助金の補助対象事業の区分及びその内容並びに補助対象事業の区分ごとの補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表1から別表3までによるものとする。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者は、別表1に定める低公害車（低燃費LPGタクシーを除く。次項において同じ。）の導入事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表1に定める低公害車の導入事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者であって、平成21年4月1日から平成22年1月29日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に、低公害車の新車新規登録をしたもの又は使用過程車のCNG自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受けたものは、補助対象事業完了の日から30日を経過した日までに第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 3 低燃費LPGタクシーの導入事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、平成21年4月1日から平成22年1月29日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に低燃費LPGタクシーの新車新規登録を行ったもの（大臣が定める期間に地方運輸局長に対して補助金の交付予定枠の申込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）について、平成22年2月26日までに第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 4 補助対象事業者は、別表2に定める次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第3号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。なお、当該補助金交付申請書の提出にあつては、別表2第1欄の補助対象事業者による交付申請は、補助金交付申請書を別表2第2欄の補助対象事業者を経由して、地方運輸局長に提出するものとする。
- 5 補助対象事業者は、中小トラック事業者構造改善支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第4号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 6 前5項の場合において、大臣が別に補助金交付申請書の提出期限を定める場合は、

その期限によることとする。

- 7 補助対象事業者（グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得している資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の補助対象事業者を除く。）は、第1項から第3項までの規定に基づく補助金の交付申請（モデル事業実施要綱に定める次世代自動車導入加速計画に基づく次世代自動車の導入事業に係る補助金の交付申請を除く。）を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - 一 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、CNGバス、優良ハイブリッドバス、クリーンディーゼルバス、電気自動車バス、LPGバス又は低燃費バスを単年度2台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入すること。
 - 二 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック、クリーンディーゼルトラック、電気自動車トラック、LPGトラック又は低燃費トラックを単年度3台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入すること。
 - 三 低燃費LPGタクシーを導入する一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、その保有台数に応じそれぞれ次のイからハまでに掲げる台数以上の低燃費LPGタクシーを導入すること。
 - イ 保有台数50台以上の者 3台
 - ロ 保有台数20台以上50台未満の者 2台
 - ハ 保有台数20台未満の者 1台
 - 四 自動車リース事業者その他これに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者（クリーンディーゼルタクシー又は電気自動車タクシーを導入する者に限る。）、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に貸し渡す目的で、低公害車を単年度3台（CNGバス、優良ハイブリッドバス、クリーンディーゼルバス、電気自動車バス、LPGバス及び低燃費バスのみ導入する場合にあつては2台）以上導入すること。ただし、クリーンディーゼルタクシー又は電気自動車タクシーを導入する場合にあつては、この限りではない。
- 8 補助対象事業者は、第5項の規定に基づく補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - 一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業であること。
 - 二 事業の総費用に占める燃料費割合がおおむね10%以上であること。
 - 三 車両保有台数が5両以上であること。但し、大臣が別途定める場合は、この限りでない。
- 9 地方運輸局長は、第1項から第5項までの規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付の決定及び通知等)

- 第6条** 大臣は、前条第1項の規定による地方運輸局長から進達された第1号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表1の定めるところにより交付決定を行い、第5号様式による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。
- 2 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第6号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。
- 3 大臣は、前条第2項及び第3項の規定による地方運輸局長から進達された第2号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表1に定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、第7号様式による補助金の交付決定及び額の確定書により交付決定の内容等及び額の確定について地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。
- 4 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第8号様式による交付決定及び額の確定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等及び額の確定について通知するものとする。
- 5 前項の規定により交付決定の内容等及び額の確定について通知を受けた補助対象事業者に関しては、次条から第12条までの規定は適用しないものとする。
- 6 大臣は、前条第4項の規定による地方運輸局長から進達された第3号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表2の定めるところにより交付決定を行い、第9号様式による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。
- 7 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第10号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。なお、地方運輸局長は、別表2第1欄の補助対象事業者には、別表2第2欄の補助対象事業者を経由して、当該交付決定の内容等を通知するものとする。
- 8 大臣は、前条第5項の規定による地方運輸局長から進達された第4号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表3の定めるところにより交付決定を行い、第11号様式による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 9 地方運輸局長は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、第12号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。
- 10 大臣は、第1項、第3項、第6項及び第8項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第13号様式による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。なお、次世代自動車導入加速モデル事業における当該補助金交付申請取下届出書の提出にあつては、別表2第1欄の補助対象事業者による交付申請の取下げは、補助金交付申請取下届出書を別表2第2欄の補助対象事業者を経由して、地方運輸局長に提出するものとする。

(補助対象事業の計画変更の申請)

- 第8条** 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第14号様式による補助対象事業計画変更承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

- 第9条** 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第15号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

(事故報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第16号様式による補助対象事業事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条** 低公害車の導入事業に係る補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があつた日から30日を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日までに第17号様式による補助対象事業実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があつた日から30日を経過した日又は翌年度

の4月6日のいずれか早い日までに第18号様式による補助対象事業実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 3 中小トラック事業者構造改善支援事業者は、補助対象事業が完了した日又は補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日までに第19号様式による補助対象事業実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 4 前3項の場合において、大臣が別に補助対象事業実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。
- 5 地方運輸局長は、第1項から第3項までの規定による補助対象事業実績報告書を受理したときは、所要の審査を行い、大臣に進達するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 大臣は、前条の規定により地方運輸局長から進達された補助対象事業実績報告書について、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、低公害車の導入事業にあつては別表1、次世代自動車導入加速モデル事業にあつては別表2、中小トラック事業者構造改善支援事業にあつては別表3に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、低公害車の導入事業にあつては第20号様式、次世代自動車導入加速モデル事業にあつては第21号様式、中小トラック事業者構造改善支援事業にあつては第22号様式による補助金の額の確定書により地方運輸局長に通知するものとする。

- 2 地方運輸局長は、大臣から前項の通知を受けたときは、低公害車の導入事業にあつては第23号様式、次世代自動車導入加速モデル事業にあつては第24号様式、中小トラック事業者構造改善支援事業にあつては第25号様式による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第26号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(返還命令)

第14条 大臣は、低公害車の導入事業について、補助対象事業者が補助金の交付を受けたにもかかわらず、平成21年度内（出納整理期間を含む。）に地方公共団体等から協調補助の交付を受けなかった場合は、その補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けずに、取得財産を補助金の

交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

- 3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第27号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（帳簿の保存義務）

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（提出部数）

第17条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、4部（正本1部、副本3部）とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。
- 2 低公害車普及促進等対策費補助金交付要綱（平成20年3月19日付け国自総第485号、国自貨第201号）は、廃止する。ただし、平成20年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成21年5月26日一部改正）

- 1 この要綱は、平成21年6月2日から適用する。

別表 1

補助対象事業	低公害車の導入	
	低公害車の新規導入	使用過程車のCNGバス及びCNGトラックへの改造
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者	
補助対象経費	車両本体価格（CNG自動車にあつては、CNG自動車への改造に要する経費を含む。）	CNG自動車への改造に要する経費
補助率	1 / 4	1 / 3
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、低公害車の新規導入にあつては、当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1 / 2を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額よりも少ない場合には、当該差額に1 / 2を乗じて得た額以内とする。	
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあつては、当該変更後の額）	

備考

- 1 低公害車の導入事業（使用過程車のCNG自動車への改造事業を除く。）にあっては、平成21年4月1日から平成22年1月29日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に新車新規登録をしたもの又は交付決定の通知を受けた日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録をしようとするもの（ただし、低燃費LPGタクシーの導入事業に限っては、平成21年4月1日から平成22年1月29日（大臣が別に定める場合はその定める日）までに低公害車の新車新規登録を行ったもの（大臣が定める期間に地方運輸局長に対して補助金の交付予定枠の申込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。))を対象とする。
- 2 低公害車の導入事業（使用過程車のCNG自動車への改造事業に限る。）にあっては、平成21年4月1日から平成22年1月29日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間にCNG自動車への改造を行い、自動車検査証の交付を受けたもの又は交付決定の通知を受けた日から平成22年3月31日までの間にCNG自動車への改造を行い、自動車検査証の交付を受けようとするものを対象とする。
- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。
なお、補助対象経費に係る消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を申請書に添付することにより、仕入控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができる。この場合は、第34号様式に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。（別表2及び別表3において同じ。）
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。（別表2及び別表3において同じ。）

別表 2

補助対象事業	次世代自動車導入加速モデル事業			
補助対象事業者及び補助対象経費	<p>(第1欄) 一般乗合旅客自動車 運送事業者、一般貸 切旅客自動車運送事 業者、一般乗用旅客 自動車運送事業者、 一般貨物自動車運送 事業者、第二種貨物 利用運送事業者その 他これらに準ずる者 のうち、国土交通大 臣が認定した者</p>	<p>(第2欄) 地方公共団体及びモデル事業実施要綱に基づく 協議会（以下、「協議会」という。）</p>		
	<p>次世代自動車の購入 又はリースに要する 経費及び車両の運行 に要する燃料費</p>	<p>次世代自動車 導入加速計画 策定に資する 調査に要する 経費</p>	<p>次世代自動車導 入加速の啓発活 動に要する経費 （展示会及びシ ンポジウム等の イベント開催、 ポスター、新聞 及びテレビ等の 広報等に要する 経費）</p>	<p>協議会の運営 に要する経費 （協議会開催 の事務費）</p>
補助率	1 / 2			
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。			
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）</p>			

備考

- 1 次世代自動車導入加速モデル事業に関して、第1欄の補助対象事業者については、以下の①から③までに該当する者を、第2欄の補助対象事業者については、以下の①及び②に該当する者を対象とする。
 - ① 協議会が設置されている地域において、補助対象事業を実施する者であること。
 - ② 次世代自動車導入加速計画に基づく補助対象事業を実施する者であること。
 - ③ 事業開始時に事業実施地域において、過去3年間次世代自動車の新車新規登録をしていない者、若しくは、既に使用している次世代自動車と最大積載量又は車両の形状の異なる次世代自動車を使用して事業を実施する者であること。
- 2 次世代自動車導入加速モデル事業について、次世代自動車の購入又はリース及び運行、次世代自動車導入加速計画策定に資する調査、次世代自動車導入加速の啓発活動及び協議会の運営に要する経費については、各項目の開始から1カ年を経過したものについては、補助対象としないものとする。

別表 3

補助対象事業	中小トラック事業者構造改善支援事業
補助対象事業者	<p>一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業であること。</p> <p>(2) 事業の総費用に占める燃料費割合がおおむね10%以上であること。</p> <p>(3) 車両保有台数が5両以上であること (但し、大臣が別途定める場合についてはこの限りでない。)</p>
補助対象経費	<p>(1) 燃料消費量のおおむね5%以上削減を目指す計画の策定に要する経費</p> <p>(2) 省エネ機器の導入・燃費向上を伴う車両代替等に要する経費</p> <p>(3) 車両の運行に要する経費</p>
補助率	1 / 2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が100万円を超える場合は、100万円以下とする。
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）</p>